

政令市教職員の県費負担見直し

一重行政の「ねじれ」解消

神奈川県議会議員
民主党・かながわクラブ きしひべ 都

政令指定都市は教職員の政令市以外に比べ、任命権採用や任命といった人事権者と給与負担者が異なり、持ち、道府県が給与の3分の2（3分の1は国）を負担しています。教職員の奈川県は、横浜、川崎、相模原と3つも政令市を抱くため、国が教育水準のえ、ねじれ状態の教職員はなるため、国が教育水準のえ、ねじれ状態の教職員は全国的な均一性に配慮した全体の6割を數えます。

小中学校を設置管理する県内の県費負担教職員は約4万3千人。うち3政令市分は約2万7千人。人件費約2260億円のうち、

県が採用し、給料を払う各市町村が地域の特性や保



みなさまからのご意見、
ご要望をお待ちしています

きしひべ都政務調査事務所

南区通町2-25-3 千々輪ビル1階

☎045-341-3385

<http://kishibe-miyako.com/>

護者などの意向を汲み、1クラスの児童・生徒数の基準や、教職員定数を設定する権限を持ち、二ーブに応じた教育を自主的、主体的に提供することが一番です。

今回、給与負担と学級編成の基準、教職員定数設定の事務・権限が委譲されることは、地方分権改革の中でも大きな出来事です。

守っていく必要があります。今後、自治体の財政への影響やスムーズな事務作業の移譲など、教育現場に影響ないよう、しっかりと見